

令和3年4月10日

保護者の皆様へ

く ぜ に し 保 育 園
京 都 市

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施を受けた子育て支援施設の対応について

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
さて、令和3年4月12日から対象区域を京都市とした新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されることを踏まえ、下記のとおり取り扱いますので、引き続き、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

今般のまん延防止等重点措置は、業態を絞った措置を実施するものであり、以下のとおり対応します。

- ・ 当園においては、お子様や職員間の感染防止のため、万全を期したうえで、**まん延防止等重点措置を理由とした臨時休園等を行わず、運営を継続します。**
- ・ 運営を継続する中で、感染者が発生した場合は、状況に応じて、臨時休園を行います。
- ・ お子様はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えてください。

2 感染拡大対策の徹底

各御家庭においては、感染拡大防止に十分留意していただいているところですが、新型コロナウイルスに「かからない」「うつさない」ために、家庭内感染の防止も含め、**別紙**の内容について、御留意いただき、感染予防・感染拡大防止を徹底していただきますようお願いいたします。

3 その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 京都市から利用自粛を求めた場合を除き、**自主的に利用を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません**
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。